

日本原子力学会 標準委員会 システム安全専門部会 水化学管理分科会
第9回 PWR水化学管理指針作業会 議事要旨

1. 日 時 : 2013年9月13日(金) 13:30~17:00

2. 場 所 : 電力中央研究所 第5会議室

3. 出席者 : (敬称略)

委員) 平野、荘田、渡辺、河村、寺地、石原、高橋(山下委員代理)、中野、都筑(北島委員代理) 西村 以上10名

常時参加者) 美濃

オブザーバー) 久宗

4. 配布資料

【資料】

P11PWG-9-1 : 第8回PWR水化学管理指針作業会議事要旨(案)

P11PWG-9-2 : 水化学管理指針のアクションレベルとアクションレベル逸脱時の措置
(BWR, PWR 案)

P11PWG-9-3 : 水化学管理指針規定項目(PWR1次系-通常運転時, モード1、2(起動時))

5. 議事要旨

(1) メンバーの確認

委員10名が出席しており、決議に必要な定足数を満たしていることが確認された。また、平野主査から、本作業会に久宗氏がオブザーバーとして参加する旨の説明があった。

(2) P11PWG-9-1 : 第8回PWR水化学管理指針作業会議事要旨(案)

渡辺幹事から、第8回PWR水化学管理指針作業会議事要旨(案)の説明があり、コメント無く了承された。

(3) P11PWG-9-2 : 水化学管理指針のアクションレベルとアクションレベル逸脱時の措置

中野委員より、前回のPWR水化学管理指針作業会において確認した、アクションレベル1及び2は許容時間有り、アクションレベル3は許容時間無しについてのBWR側への提案結果について、説明があった。

BWR側へは9月11日に開催された第16回BWR水化学管理指針作業会において説明し、PWR側提案の許容時間を設ける案で了承された。但し、許容時間の設定にあたっては技術的根拠を考慮する、また、アクションレベル3にも許容時間を設けるようにとのコメントがあり、許容時間の考え方について再度議論した。

○ 許容時間を材料腐食データ等技術的根拠に基づいて設定することは困難であることから、以下の考え方に基づき設定時間の設定を引き続き検討する。

- －水質回復処置に要する時間を許容時間とする。
- －測定頻度と評価時間を許容時間とする。
- 管理項目（例えばBWRのNWCとHWCで管理項目が異なること）によっては、除外規定を設けることを検討する。
- PWRの管理項目の一部で、測定頻度と許容時間の整合を図れないものがあるため、アクションレベル3に許容時間を設けることは困難である。

以上の議論を踏まえ、水化学管理分科会へは一部修正の上、当初提案通り許容時間を設ける案で諮ることとした。

(4) P11PWG-9-3：水化学管理指針規定項目（PWR1次系-通常運転時、モード1、2(起動時)）

各委員より、水化学管理指針規定項目について、前回の作業会のコメント反映結果について説明があり、再度、下記コメントを反映し修正することとした。

① リチウムイオン

アクションレベル1の設定の考え方に、上限値及び下限値設定の考え方を追記する。

② 溶存水素濃度

○ アクションレベル1の設定の考え方に、「アクションレベル2 50cm³-STP/kg・H₂Oを超えない範囲で」の文章を追記する。

○ 推奨値の設定の考え方のEPR Iに関する記載について、「EPR Iは高DH側を推奨している。」旨の文章に修正する。

(5) その他

平野主査より、次回の水化学管理分科会は10月21日の週に開催する旨の連絡を受けたとの紹介があったが、その週のPWR側委員は別会議により空日がないため、11月5日又は11月8日で調整して頂くことで、水化学管理分科会幹事に連絡することとした。

(6) 次回の予定

次回の作業会は、10月7日（月）13時30分より開催することとなった。開催場所は別途連絡する。

以 上